

# 厚木市立睦合中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念についての考え

○いじめの定義  
 「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
 個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つて行う。

○いじめに対する基本認識  
 ・いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。  
 ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

○いじめ防止等に向けた基本理念  
 ・生徒自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動できる力を身に付けさせる。  
 ・学校と家庭、地域が連携し、大人が模範となる姿を自ら示し、子どもの発達段階に応じた支援をおこなえるようにする。  
 ・「未然防止」「早期発見」「適切な対処」の3つの観点に立ち、いじめの対策をおこなう。

### (2) いじめ防止等のために大切にしたいこと

「いじめをしない・させない・見逃さない」、「大人は、いじめに対して適切に対処をする」という基本理念に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対処」のための取組や意識等について、学校・家庭・地域が共通意識のもとに、一体となり、いじめの防止に取り組めるよう、様々な機会を通し取り組みを進める。

①子どもに関すること（指導・支援）  
 ・生徒が主体となって、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。  
 ・相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の相談を実施し、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

②教職員に関すること  
 ・いじめの未然防止、早期発見に向け、生徒指導研修を充実させ、全職員が共通認識を持てるようにする。  
 ・いじめの訴えを受けた時には、「いじめ防止等のための組織」を活用し、学級担任等が一人で問題を抱え込むことがないようにする。また、解消までの継続的な支援を徹底する。

③家庭・地域社会との連携に関すること  
 ・あれゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを地域と連携して目指す。  
 ・いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう、保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たることができるよう、日頃からの連携を深める。

## 2 学校の具体的な取組

### (1) 取組年間計画（PDCAサイクルを意識して）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
内容	新生活入生指導研修会 生活アンケート・相談窓口	業中生活（家庭訪問）①（小学校の先生による中学校授	生活教育相談週間 生活アンケート・相談窓口	生活三者アンケート・相談窓口	小中生活（地域合同パトロール）②（合同研修会）	生活教育相談週間 生活アンケート・相談窓口	生活学校（小中学生の中学校部活動見学）	生活アンケート・相談窓口 学校評価アンケート・相談窓口 インクルーシブ講演会	生活アンケート・相談窓口 学校地域連絡協議会	生活三者アンケート・相談窓口 全校人権集会	生活改善プラン提出検討 教育相談週間・相談窓口	生活業中生活（中生活）③（中学校の先生による小学校授	生活業中生活（新入生情報交換会）

（未然防止＝青文字 早期発見＝赤文字 その他（取組点検・評価などの機会＝黒）

## (2) 睦合中学校いじめ防止対策組織

	関係団体等	役職等
1	睦合地区青少年健全育成会	会長
2		青少年相談員
3		青少年指導員
4		主任児童員
5	心理・福祉関係	スクールカウンセラー
6		元気アップアシスタント
7	警察・法務局	厚木警察
8		少年補導員
9		保護司
10		児童相談所
11	家庭・PTA	会長・校外生活委員長
12	学校いじめ対策委員会	校長・教頭・教務主任・学年主任・養護教諭・生徒指導担当

## (3) 未然防止のための取組

### ①学校全体として

- ・いじめに対する教職員研修を実施する中で、いじめ防止基本方針の定義を十分に理解し、指導の向上に努めます。
- ・いじめに対する認識を生徒・保護者、地域、そして教職員が共通してもてるようにします。
- ・生徒が相互尊重できるように、行事などですべての生徒が活躍できる場を設けます。
- ・インターネット上のいじめなど、社会情勢に応じたいじめに対応できるようにします。
- ・各教職員が教職員としての資質向上のために自己研修に努めます。

### ②生徒指導・支援として

- ・全教育活動の中で、人権尊重の精神を涵養します。
- ・小中学校で連携し、生活面、学習面の9年間一貫した指導を行います。
- ・いじめに関しては、心理的側面と法的側面があることを教職員、生徒・保護者が理解できるようにします。

### ③家庭・地域等との連携として

- ・学校運営協議会などを活用し、地域と共同でいじめに対応・協議していきます。
- ・PTAや地区青少年指導員とともに、長期休業中の地区内パトロールを実施し、子どもの把握に努めます。
- ・学級通信や学年通信、ホームページなどを活用し、いじめに対する啓発活動を行います。

## (4) 早期発見のための取組

### ①学校全体として

- ・学期ごとの教育相談、毎月の生活アンケートを実施します。
- ・学級懇談会や家庭訪問、保護者面談などで、家庭との連絡を密に取りります。
- ・職員会議や生徒指導担当者会などで個々の情報交換を密に取りります。
- ・生徒・保護者が学校に相談しやすい環境を整えます。

### ②生徒指導・支援として

- ・学級担任は毎日の個人振り返り日記により生徒の変容に気を配ります。
- ・学級経営などを充実させ相談しやすい、学級、学年環境を整えます。
- ・SCや元気アップアシスタントとの連携をとり情報を共有します。

### ③家庭・地域等との連携として

- ・家庭訪問や三者面談などを行い、保護者との連携に努めます。
- ・子どもの小さな変化についても、家庭とのやりとりを怠らず、共通の視点で子どもを育てます。
- ・地域の目を大切にし、情報が素早く入るよう、日頃から連携を深めます。

## (5) 適切な対処のための取組

### ①学校全体として

- ・「未然防止」に係わる取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- ・被害をうけている生徒の訴えを組織的に指導方針を検討し、保護者と連携を図ります。
- ・必要に応じて管理職、判断のもと関係諸機関と連携します。
- ・学校いじめ対策委員会を立ち上げ、審議・検討し、指導方針の共通理解を図ります。

### ②生徒指導・支援として

- ・被害生徒の安全と、安心した生活の回復を大前提として支援を行います。
- ・加害生徒について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- ・加害生徒がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)が解消するまで、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。

### ③家庭・地域等の連携として

- ・被害及び加害生徒の保護者との連携を密に行い、指導及び支援、他機関への接続などの対応をします。
- ・法的に犯罪とされている行為は、警察等関係機関と連携して対処します。
- ・継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。

## (6) 重大事態への対処

- ①速やかに「学校いじめ対策委員会」で状況把握と対策方針の検討を行います。
- ②教育委員会に報告し、指導を仰ぎます。
- ③事案の調査を行う主体の決定の後、調査を実施します。
- ④調査の進捗状況や経過報告を適時適切に行います。